

ISO-ETV ワーキンググループ会議報告

開催期間：2017年2月20日～23日（23日は米国とカナダとの二国間会議）

開催場所：カナダ・オタワ（カナダ規格協会（SCC：Standard Council of Canada）会議室）

参加者：9カ国・機関より、約12名（カナダ（議長）、フランス（セクレタリー）日本、韓国、オーストラリア、ポーランド、デンマーク、米国、欧州委員会他）が参加。日本からの参加は、以下の2名。
－大野国際小委員会委員（一般社団法人産業環境管理協会）
－菊原（株式会社エックス都市研究所）

開催趣旨：ISO14034（ISO-ETV）規格の2016年11月発行を受け、各国・地域でのETVの実施段階において必要となる対応や課題についての協議を目的に開催された。

アジェンダ：

テーマを以下にISO14034規格に関連するテクニカルレポート¹（TR：Technical Report）のあり方について討議が行われた

- ① ETVに係るデータ、試験結果の質の評価
（Assessment of quality of data and testing results）
- ② 実証対象技術の適格性評価
（Eligibility of technologies and claims）
- ③ ETV規格実施のガイドライン
（Guidelines and framework to implement the standard）
- ④ 実証機関の適合性評価

¹ TR（技術報告書）については「ISO/IEC 専門業務用指針、第一部 統合版 ISO 補足指針-2016年版」に「この文書は、元々、全くの参考であり、これが規定であることを示すような内容を含んではならない。この文書では、そのテーマに関するISで扱うか、又は扱うであろうテーマの規定的側面との関係を明確に説明しなければならない」と規定されている。

会議概要：

- 各国の現状について、国内規格として採択した事例、認定スキームの構築に向けて準備を進める状況等が各国、地域より報告された。
- 実証におけるデータの質の担保、中立性確保に関しては、認定による方式やその他の方式の得失（やや認定についての議論に重きがおかれた）、各国が置かれている状況や背景を含めて議論が行われた。現時点では、ひとつの方式に限定する段階にはないことが確認された。
- 17025 認定を取得している実証機関であっても、検査項目の認定範囲は限定的である場合の実証機関としての適合性については、基本的なベース（マネジメント体制等）は対応済みであり、実証機関としての能力は有していると判断される。しかし、分野によっては対応できない場合は容易に発生しうるため、実証機関の責任において特定の領域の専門家を動員、関与させ合意形成しながら実証を進める方法が現実的な対応方法であるとの意見が出された。
- 実証機関がデータの質を担保、中立性を確保するために、対応すべき事項については様々ケースが想定されるため、詳細に規定するより、最低限対応すべき事項について確認する「チェックリスト」を作成する方法が議論された。加えて各国のケースやフロー図などで例示す方向も検討されることとなった。
- 実証機関の適合性担保について、我が国は実証機関による研修受講や自己適合宣言による方法が想定される、あるいはされた実績について情報発信を行った。実証スキームの運営主体である国（環境省）が専門家の判断をベースに認める方法であれば質は担保され受け入れられる方法であるとの評価がコンビナーを含む参加者よりなされた。一方で、EUは認定機関が実証機関を認定する方法や別の方法（Peer Assessment 等²）が混在する場合、市場が混乱する可能性や相互認証時の対応の課題等も指摘がなされた。
- 今回の会議において、ETVの実証結果を相互認証するためには、実証機関の能力を国際的な基準で認定することが必要不可欠方法のひとつであること認識された。

² PAはひとつの相互的な評価である。実際に評価するのは、試験の実施方法、結果の扱い、マネジメントシステム等についてである。

参考:

- ISO14034 発効後の ISO 規格への対応について各国より報告された現状は以下のとおり。
 - 日本: ISO14034 に整合するため、環境省 ETV の実施要領を変更した。これまで、特定の技術に絞っていたが、自由枠を設定した。17020、17025 の認定の取り扱い、特にデータの質をどのように担保するかは議論中である。JIS は制定していない。
 - オーストラリア: 国内規格を制定 (adaptation) した。
 - 韓国: KEITI は唯一の実証機関のため、国内規格化はまだ行われていない。海外貿易関係省庁との連携も進めている。14034 規格に適合するための法律も改訂した。
 - フランス: ISO が発行され、すぐ (2016 年 12 月) にフランス国内規格が発行された。大気関係の仏企業がアジア、中国へのマーケティングに使うために ETV を用いる引き合いが出ている。
 - EC (欧州委員会): EU のパイロット・プロジェクトは 2016 年に終了した。今後は各国で進めていくことになる。もともと、ET では ETV のための GVP (General Verification Protocol) があり、ETV のフレームワーク、手続きを規定している。ISO14034 を GVP にも反映していく。
 - ポーランド: 国内規格にはまだしていない。認定についても議論しており、欧州の GVP と ISO 規格の差異について分析している。14034 の認定スキームをどのように構築できるか議論している。適切なオペレーションシステムをポーランドでどのように構築できるのか、議論も行っているところ。
 - カナダ: まだ国内規格としては採択されていない。1 つにオプションは、国内の規格化に向けて規格協会がミラー委員会として行うこと。2 つ目は、Endorcement という方法で ISO 規格をそのまま承認する方法もある。国として、14034 を認証する方向にあり、議論を開始したところ。米国、カナダは政府としては関与を終了しているので、二国間が同じ要件を持つことが必要であるのでどのようにできるのか議論していく。